

産業廃棄物適正処理に係る 業種別事例集 ～公務編～のご紹介

第11回 津市教育委員会の事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。(令和5年3月)

第11回は、事例集の中から、津市教育委員会が所轄する施設(小学校、中学校等)のうち、津地域、久居地域、河芸地域、安濃地域、香良洲地域、一志地域の施設での電子マニフェストの使用状況や取組みについて一部抜粋し掲載します。

1 施設概要、実績

○概要

産業廃棄物の処理の関係部署

津市教育委員会事務局教育総務課、津市政策財務部財産管理課

所管する学校数

小学校48校、中学校19校、義務教育学校1校、幼稚園21校、給食センター3ヶ所(令和3年度現在)

○排出する主な産業廃棄物(令和3年度実績)

廃棄物区分	普通産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
排出する主な産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、混合廃棄物	

※ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、植木鉢、石膏ボード、試験管等

※ 混合廃棄物には、コピー機や什器類が含まれる。鉄・非鉄金属製の部品が分解可能な什器類の場合は、鉄・非鉄金属製の部品は売却

津市の公共施設(教育委員会が所管する施設を含む。)については、津市で一括して処理業者との委託契約及び電子マニフェストを使用。以降に示す事項は津市の公共施設に係る。

2 委託先処理業者選定

○処理業務の発注形態

- ・指名競争入札

○処理業者の情報収集

- ・入札参加資格の登録情報を確認

○選定方法・選定基準

- ・津市競争入札参加資格者名簿に登載されている者から、市内業者を優先して選定。なお、津市競争入札参加資格者名簿に登載している者は、市長が競争入札の参加者としての資格を審査し、適格者と認められた者に限られる。産業廃棄物処理業者に違反があった場合は、名簿から除外
- ・津市競争入札参加資格者名簿に登録されている所在地での営業実態がない者は選定を見合わせ
- ・処理業者の許可品目、許可期限、処理能力、許可エリア等を確認
- ・津市内の各施設から排出される産業廃棄物の収集運搬業務については、電子マニフェストの使用を入札参加の条件としていないが、選定した業者が電子マニフェストに対応可能であれば、業務委託仕様書において電子マニフェストの使用を条件としている。収集運搬業務仕様書には「発注者は、産業廃棄物を排出する際、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターにマニフェスト情報を登録するので、受注者は産業廃棄物の収集運搬が終了したら、情報処理センターに運搬終了

報告を行うこと。」と明記

- 津地域、久居地域、河芸地域、安濃地域、香良洲地域、一志地域の各施設から排出される産業廃棄物の処分業務については、電子 manifests の使用を入札参加の条件としていないが、選定した業者が電子 manifests に対応可能であれば、業務委託仕様書において電子 manifests の使用を条件としている。

3 委託契約・事前打合せ

○委託契約

- 令和3年度は、収集運搬業者7社、処分業者1社と委託契約^{*}を締結
※収集運搬業者については、10地域のうち、複数の地域で同一の処理業者と契約を締結している場合がある。

- 政策財務部財産管理課が、廃棄物処理法で定める記載事項のほか、反社会勢力排除、支払条件、情報セキュリティ等の項目を追加した委託契約書を作成し、委託契約を締結

○廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 廃棄物の性状・量について、打合せ
- 収集運搬業者は、毎月、委託業務実績報告書を政策財務部財産管理課に提出
- 廃プラスチック類、混合廃棄物、ガラスくず等について委託先処分業者と年間の産業廃棄物の受入周期を調整

4 電子 manifests の使用状況

○電子 manifests の運用方法

- 電子 manifests は、市で1加入し、主に市内の学校や庁舎、消防署等から排出される産業廃棄物の処理に使用
- 処理終了報告の確認は、manifests 情報の照会画面から政策財務部財産管理課が確認
- 電子 manifests の基本料金は政策財務部財産管理課が一括で支払うこととし、使用料金は電子 manifests を使用している課で分割して支払う
- 市立学校における令和3年度の manifests 登録件数（電子と紙の合計）は、約2,500件（電子 manifests 85%、紙 manifests 15%）

○電子 manifests 導入の経緯

- 電子 manifests 導入前は紙 manifests を手書きで作成していたため、事務負担が大きかった。ま

た、紙 manifests の保管は施設の所管課が行っており、保管場所の確保に苦労

- 三重県の環境部局からの働きかけや電子 manifests に加入していた当時の産業廃棄物の委託先処理業者からの紹介により電子 manifests の存在を知り、電子 manifests を導入することにより、産業廃棄物の処理に関する経費削減や事務手続きの効率化ができることを期待し、令和2年（2020年）4月に電子 manifests を導入
- 電子 manifests の導入当時、すでに電子 manifests に加入していた収集運搬業者に産業廃棄物を委託していた地域（津地域、久居地域、河芸地域、一志地域）を対象に、令和2年6月から電子 manifests の運用を開始し、その他の地域は段階的に電子 manifests に移行

○電子 manifests 導入のための取組み

- 電子 manifests に対応している処理業者に産業廃棄物の処理を委託している津地域、久居地域、河芸地域、安濃地域、香良洲地域、一志地域の各施設に対して電子 manifests の使用方法について説明
- 政策財務部財産管理課が電子 manifests の運用に関する手順書を作成し、各施設に配布

○電子 manifests 導入の効果

- 産業廃棄物の処理の経費削減や事務手続きの効率化、紙 manifests の保管場所の省スペース化を達成
- manifests への法定記載事項の記入漏れがなくなったことや、誤植が判明しやすくなったことで、法令遵守につなげた

○電子 manifests 情報の活用方法

- 各施設の排出状況（排出場所、廃棄物の種類・量）の把握に活用
- 電子 manifests システムから manifests 情報を抽出して請求書内訳を作成し、電子 manifests を使用している課に請求書及び内訳データを送付
- 議会对応に係る資料や次年度の産業廃棄物の処理の委託契約に係る積算資料の作成に活用

5 その他の取組み

- 市立の小中学校の技能員を対象として廃棄物の分別（電池類の分別徹底）等の廃棄物管理に関する研修会を実施
- 不適切な廃棄物の処理が確認された場合は、排出した施設の担当者に注意を促すとともに、全庁的に通知を行って、すべての施設に注意喚起